資料№.７	厚生消防常任委員会所管事務報告資料 令和８年 10 月６日【保健福祉部国保医療課】

恵庭市国民健康保険「減免基準の統一」について

1. 減免基準の統一に向けて

本市では、北海道が進める国民健康保険税の減免基準の統一化に対応するため、関係例規の整備を進めています。

2. 背景

国保財政の広域化

- 平成 30 年度から、国保財政の運営主体が市町村から北海道に移行。
- 全道の保険給付費を、全道の被保険者で支える仕組みに

「同じ状況なら同じ負担軽減を」

- 保険料(税)の納付が困難になる事情は、どの市町村の被保険者にも起こり得る
- 財政を全道で支える以上、同じ世帯状況であれば、道内どこでも同じ減免であることが望ましい

統一保険税率への道筋

- 北海道は令和 12 年度の統一保険料率を目標　その前提として、**令和 9 年度を目途に減免基準を統一**

3. 北海道の減免統一の全体スケジュール

年度	令和 6～8 年度(現在)	令和 9 年度(目途)	令和 9～11 年度	令和 12 年度～
主な取組	減免基準の統一	減免基準の統一完了	減免に係る財源の統一	統一保険税率の実現

4. 統一される減免の内容(5 つの事由)と本市の現状と対応

5 つの事由	内容	本市の現行条例	対応
① 災害減免	震災・風水害・火災等で住宅に著しい損害	○ 規定あり	基準を統一
② 事業休廃止等減免	事業休廃止・失業・傷病等による所得の著しい減少	○ 規定あり	基準を統一
③ 法第 59 条減免	拘禁等による給付制限を受けている場合	✗ 規定なし	新たに規定
④ 旧被扶養者減免	後期高齢者医療制度への移行に伴う旧被扶養者	○ 規定あり	継続
⑤ 生活保護減免	生活保護の受給を開始した場合	✗ 規定なし	新たに規定

5. 今後の例規整備の予定

統一基準に対応するため、次の 3 つの整備を予定しています。

① 恵庭市国民健康保険税条例 第 23 条の改正

- 減免事由に**「法第 59 条減免」「生活保護減免」を追加**

② 恵庭市税条例施行規則 第 43 条の整理

③ 国民健康保険税の減免に関する規則(仮称・新設)

- 道の標準例に完全準拠

6. 今後のスケジュール(本市)

時期	内容
令和８年 10 月	厚生消防常任委員会への報告
令和８年 12 月	条例改正(案)の策定
令和９年第１回定例会等	条例改正(案)の提出
令和９年３月まで	規則制定
令和９年４月１日	施行